

# 事業の事後評価の審議

平成30年10月11日

国土交通省 中部地方整備局  
沼津河川国道事務所

## 3) 事業の事後評価の審議

### 1. 流域委員会と事業評価監視委員会との関係

#### 事業評価の実施について

(国土交通所管公共事業の完了後の事後評価実施要領 第6の5)

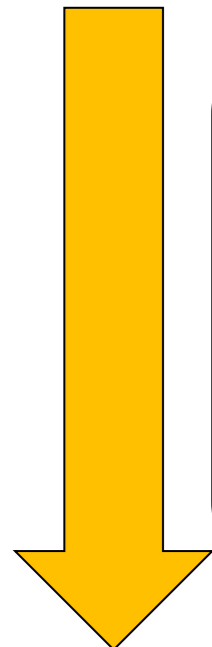
河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を実施



#### 狩野川水系流域委員会での事業評価の審議について

(規約第2条3項)

流域委員会は、河川整備計画に位置づけられる事業の計画段階評価及び再評価の対応方針(原案)並びに**事後評価の対応方針(案)**について審議を行う

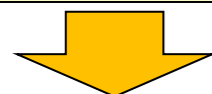


#### 「完了後の事業評価」の視点

- ①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
  - ②事業の効果の発現状況
  - ③事業実施による環境の変化
  - ④社会経済情勢の変化
  - ⑤今後の事後評価の必要性
  - ⑥改善措置の必要性
  - ⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
- (国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領 第5の3)

#### 審議結果の報告

(河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目 第6)  
事業評価監視委員会に報告を実施



#### 対応方針

(国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領 第4の1(3))  
「改善措置」及び「今後の事後評価の実施の必要性」の決定

### 2. 審議の対象事業

#### 事後評価の対象事業

- ◆ 狩野川特定構造物改築事業(黄瀬川橋)
- ◆ 狩野川総合内水緊急対策事業(函南観音川排水機場のポンプ増設)

